算式

厚生年金保険給付等追加費用率＝Ａ１×Ｂ×Ｃ×Ｄ

経過的長期給付追加費用率＝Ａ２×Ｂ×Ｃ×Ｄ

算式の符号

Ａ１　当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分（公立学校共済組合にあつては、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条に規定する義務教育諸学校の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に応ずる別表第１に掲げる率

［Ａ２～Ｃ　略］

Ｄ　施行日の前日に適用されていた退職年金条例における年金条例職員期間への旧長期組合員期間の通算制度の有無により次のア又はイに定める率

［ア　略］

イ　通算制度がある場合　当該通算されるべき旧長期組合員期間を計算するときの減算率（退隠料の額を減額することとされている場合にあつては、減額率とする。）及び当該通算の対象となる給付の種類に応ずる別表第５に掲げる率

注

［⑴～⑵　略］

⑶　一の地共済組合に係る追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退隠料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

［ア～オ　略］

⑷　この算式により追加費用率を算定する場合には、小数点以下４位まで計算し、小数点以下４位未満の端数は切り上げる。

算式

厚生年金保険給付等追加費用率＝Ａ１×Ｂ×Ｃ×Ｄ

経過的長期給付追加費用率＝Ａ２×Ｂ×Ｃ×Ｄ

算式の符号

Ａ１　当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分（公立学校共済組合にあつては、小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に応ずる別表第１に掲げる率

［Ａ２～Ｃ　同左］

Ｄ　施行日の前日に適用されていた退職年金条例における年金条例職員期間への旧長期組合員期間の通算制度の有無により次のア又はイに定める率

［ア　同左］

イ　通算制度がある場合　当該通算されるべき旧長期組合員期間を計算するときの減算率（退隠料の額を減額することとされている場合にあつては、減額率とする。）及び当該通算の対象となる給付の種類に応ずる別表第５に掲げる率

注

［⑴～⑵　同左］

⑶　一の地共済組合に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退隠料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

［ア～オ　同左］

⑷　この算式により厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を算定する場合には、小数点以下４位まで計算し、小数点以下４位未満の端数は切り上げる。